

No	3-3-1	分類1	運転管理	分類2	ガス受入
質 問	ローリ受入時の点検方法は、法律で規定されていますか。				
回 答	<p>ローリ受け入れ時の点検方法について、高圧ガス保安法及び関係省令には明記されていませんが、当協会(JIMGA)の自主基準にローリ受入記録の作成を規定しており、一般的に、各都道府県は本基準に基づき指導を行っています。</p> <p>なお、容器での授受については省令により帳簿作成の義務がありますが、ローリでの受入に関しては義務付けられていません。</p>				
補 足	<p>■参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CE設置事業所・ローリ一運行事業所 関係基準 (JIMGA-T-S/11/13) 				